

県の出先機関等における窓口の受付時間の見直しの概要

県の一部の窓口受付時間について、中長期的な利用者サービスの向上や、職員の適切な勤務環境の実現のため、現在午前9時から午後5時までのところ、令和8年10月1日（木）より、午前9時から午後4時までに短縮する試行を行う。

また、昨年10月から試行的に窓口受付時間の短縮を実施していた県税事務所及び自動車税事務所については、本格実施に移行する。

1 窓口受付時間の変更について

（1）変更時間

現 行	令和8年10月1日から試行※
午前9時～午後5時	午前9時～午後4時 （一部窓口を除く）

※ 試行結果を検証したうえで、令和9年10月から本格実施を目指す。

（2）対象窓口（92箇所）

部 局	所 属
総務部	地域振興事務所、文書館、情報公開・個人情報総合窓口
総合企画部	男女共同参画センター※
健康福祉部	保健所（健康福祉センター）、障害者相談センター、精神保健福祉センター、動物愛護センター、食肉衛生検査所
環境生活部	交通事故相談所支所
商工労働部	産業支援技術研究所、計量検定所、テクノスクール
農林水産部	農業事務所、農林総合研究センター、家畜保健衛生所、林業事務所、水産事務所、水産情報通信センター、漁港事務所
県土整備部	土木事務所、港湾事務所、区画整理事務所
教育庁	教育事務所

※男女共同参画センターは、これまで火曜日から金曜日は午前9時から午後9時まで、土曜日・日曜日及び祝日は午前9時から午後5時までとしていたが、今後はすべての曜日について午前9時から午後5時に変更する。

2 県税事務所等における窓口受付時間変更の本格実施について

令和7年10月から試行的に実施していた県税事務所等の窓口受付時間の短縮については、試行の結果、多くの方が受付時間内に利用されており、業務の効率化や職員の勤務環境の改善の効果なども確認できたため、令和8年10月から本格実施する。

- （1） 本格実施移行日 令和8年10月1日（木）
- （2） 窓口受付時間 午前9時～午後4時
- （3） 対象窓口 県税事務所及び自動車税事務所（自動車税事務所の支所を除く）

窓 口 受 付 時 間

変 更 の

お 知 ら せ



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

令和8年10月1日から

試 行

9:00～16:00

○見直し対象所属

部局	対象所属
総務部	地域振興事務所、文書館、情報公開・個人情報総合窓口 県税事務所および自動車税事務所（支所除く）※1
総合企画部	男女共同参画センター※2
健康福祉部	保健所（健康福祉センター）、障害者相談センター、精神保健福祉センター 動物愛護センター、食肉衛生検査所
環境生活部	交通事故相談所支所
商工労働部	産業支援技術研究所、計量検定所、テクノスクール
農林水産部	農業事務所、農林総合研究センター、家畜保健衛生所、林業事務所 水産事務所、水産情報通信センター、漁港事務所
県土整備部	土木事務所、港湾事務所、区画整理事務所
教育庁	教育事務所

※1 昨年度から試行的に受付時間を短縮していましたが、10月1日から本格実施に移行します。

※2 これまで火曜日から金曜日は9時～21時、土・日曜日、祝日は9時～17時としていましたが、9時～17時に統一します。なお、月曜日はこれまでどおり休館日です。

千葉県からのお知らせ